三　事業施行期間　自平成二十一年七月二十一日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第三百六十六号小平都市計画道路事業三・一・二号東京立川線及び国分寺都市計画道路事業三・四・十号東京立川線
三　事業施行期間　自平成二十二年十月四日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第四百二号武蔵野都市計画道路事業三・四・十一号女子大通り線
三　事業施行期間　自平成二十三年十月二十四日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四百九十号東京都市計画道路事業補助線街路第百二十号線
三　事業施行期間　自平成十七年十一月二十八日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百九十八号東京都市計画道路事業補助線街路第四十六号線
三　事業施行期間　自平成二十一年九月二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条第一項ただし書及び海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第二条第十号の規定に基づき、海岸管理者が水面における新設又は改築が海岸の保全に支障があると認める施設又は工作物を、次のとおり指定する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　行為の制限をする海岸保全区域
平成十一年六月二十三日付建設省告示第千三百八十七号で指定した東京都小笠原村沖ノ鳥島の海岸保全区域
二　海岸管理者が水面における新設又は改築が海岸の保全に支障があると認める施設又は工作物
水面下の土地にピン又は鋲により一時的に固定される施設又は工作物（船舶の安全航行の確保又は沖ノ鳥島の保全に資する調査、観測のために設置するものに限る。）以外のもの

○関東地方整備局告示第百七十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条第一項ただし書及び海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第二条第十一号の規定に基づき、海岸管理者の許可を要しない土地の掘削又は切土の深さを、次のとおり指定する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　行為の制限をする海岸保全区域
平成十一年六月二十三日付建設省告示第千三百八十七号で指定した東京都小笠原村沖ノ鳥島の海岸保全区域
二　海岸管理者の許可を要しない土地の掘削又は切土の深さ
〇．〇〇一メートル以内